

富山市民病院疑義照会プロトコール合意書

富山市民病院と（保険薬局名称）_____は、富山市民病院疑義照会プロトコールの運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益とならないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「富山市民病院疑義照会プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。
2. 運用開始について
令和 年 月 日より開始とする。
3. 合意内容の変更について
合意内容の変更については、随時行い、富山市民病院疑義照会プロトコールの変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

令和 年 月 日

名称 : 富山市立富山市民病院
住所 : 富山市今泉北部町 2 番地 1
代表者 : 院長 印

令和 年 月 日

名称 :
住所 :
代表者 : 印